第明治二十五種郵便物認可　三年三月三十一日

| | | |
|---|---|---|
| 業務開始の予定期日 | | |
| 放送事項（注６） | | |
| 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称（注７） | | |
| 特定役員の氏名又は名称（注８） | | |
| 外国人等直接保有議決権割合（注９） | | % |
| 欠格事由の有無（注10） | 国籍等（法第93条第１項第７号イからハまで） | □ 有　□ 無 |
| | 特定役員（同号ニ）(注11) | □ 有　□ 無 |
| | 議決権の割合（同号ニ）(注12) | □ 有　□ 無 |
| | 処分歴等（同号ヘからルまで） | □ 有　□ 無 |

［注１～注６　略］

注７　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称の欄は、次により記載すること。

［(1)・(2)　略］

(3)　(1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「地球局設備」の法第111条第１項の基準のうち技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

［ア・イ　略］

(4)　(1)の概要図には、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。

(5)　［略］

注８　法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。

［表略］

［(注１）～（注６）　略］

（注７）　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（現に有効なものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。

| | | |
|---|---|---|
| 業務開始の予定期日 | | |
| 放送事項（注６） | | |
| 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要（注７） | | |
| 特定役員の氏名又は名称（注８） | | |
| 外国人等直接保有議決権割合（注９） | | % |
| 欠格事由の有無（注10） | 国籍等（法第93条第１項第７号イからハまで） | □ 有　□ 無 |
| | 特定役員（同号ニ）(注11) | □ 有　□ 無 |
| | 議決権の割合（同号ニ）(注12) | □ 有　□ 無 |
| | 処分歴等（同号ヘからルまで） | □ 有　□ 無 |

［注１～注６　同左］

注７　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、次により記載すること。

［(1)・(2)　同左］

(3)　(1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「地球局設備」の法第111条第１項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

［ア・イ　同左］

［新設］

(4)　［同左］

注８　［同左］

［表同左］

［(注１）～（注６）　同左］

（注７）　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類（例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券（有効期間満了前のものに限る。）の写し）を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書（登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類）を添付すること。